

平成28年度事業報告(概要)

JWセンターの「第17回理事会(平成29年度第1回通常理事会)」が6月6日、「第12回評議員会(平成29年度定時評議員会)」が6月21日に開催され、平成28年度の事業報告、収支決算等が承認されました。平成28年度事業報告の概要は次のとおりです。

JWセンターは、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営を図るとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際事業、出版事業、広報事業等社会的ニーズに即応した事業を積極的に実施した。

I 電子マニフェスト事業

1. 電子マニフェスト加入者数及び年間登録件数

平成28年度末現在の電子マニフェスト加入者数は

173,500社、年間の登録件数は前年度比12%増の約2,375万件(電子化率47%)となった。

| 年度 | 区分 | 加入者数 | | | | | | | 電子マニフェスト年間登録件数 |
|----------|----|-------|--------|---------|---------|--------|-------|---------|---------------------|
| | | 排出事業者 | | | | 収集運搬業者 | 処分業者 | 合計 | |
| | | A料金 | B料金 | C料金 | 計 | | | | |
| 平成27年度実績 | | 3,519 | 16,953 | 97,597 | 118,069 | 15,543 | 7,829 | 141,441 | 21,247,609 (42%) |
| 平成28年度 | 計画 | 3,650 | 18,200 | 105,000 | 126,850 | 16,500 | 8,200 | 151,550 | 23,300,000 (47%) |
| | 実績 | 3,734 | 18,653 | 126,105 | 148,492 | 16,826 | 8,182 | 173,500 | 23,748,382 (47%) |

2. 電子マニフェスト普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、以下の事業を実施した。

(1) 電子マニフェスト導入説明会の開催

地方公共団体、(公社)全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会、関係団体等と連携して、電子マニフェスト導入説明会を積極的に実施した。

- | | | |
|------------------------|------|--------|
| 1) 導入実務研修会 | 36回 | 1,639名 |
| 2) 操作体験セミナー | 129回 | 1,622名 |
| 3) 個別導入相談会 | 47回 | 142名 |
| 4) 都道府県等と連携した説明会(講師派遣) | 111回 | |

(2) 広報活動

- ホームページ掲載内容の充実、リーフレットの配付等による広報活動を積極的に実施した。
- 業界別の電子マニフェストの運用事例を紹介した普及用ビデオを作成・配布し、事業者の普及啓

発に取り組んだ。

- 新聞等出版物、展示会出展等による広報活動を実施した。

(3) 利便性向上のための電子マニフェストシステムの機能強化

- スマートフォン及びタブレット機器に対応するためのマニフェストの照会機能等の運用を開始した(平成28年6月)。
- 加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行った。

(4) 少量排出事業者の加入促進

少量排出事業者の加入を促進するため、新規に加入する排出事業者の団体加入使用料(C料金)を無料とするキャンペーンを平成28年4月1日から平成29年3月31日まで実施した。

C料金の年間増加加入者数 28,508社

(5) 利用料金の引き下げ

電子マニフェストの加入者の費用負担の公平化を図るとともに、少量排出事業者等の加入を促進する観点から、利用料金の引き下げの検討を行い、平成29年4月1日より基本料及び使用料の一部を値下げした。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、円滑かつ安定的な運営を維持した。また、システムの安定的な運用のため、外部からの不正アクセスに対する堅固な侵入防御システムの導入を含めた保守管理を引き続き実施した。

4. 環境省受託事業

環境省より「ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業」及び「食品廃棄物不適正転売事案等の再発防止に資する電子マニフェストシステム改修業務」を受託し、以下の事業を実施した。

(1) ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

- 1) 電子マニフェストシステムの機能強化
不適正な登録・報告に係るマニフェスト情報について、期間や地域を指定して一覧を抽出し、自治体に情報提供する機能を開発した。
- 2) 電子マニフェスト普及啓発事業
電子マニフェスト導入実務研修会を9回（青森、岩手、山形、富山、福井、山梨、山口、高知、沖縄）開催した（参加者数：319名）。

3) ロードマップ及びマニフェスト制度の検証

有識者、都道府県・政令市及び排出事業者・処理業者の業界団体の協力を得て、「マニフェスト制度総点検に関する検討会」を3回開催し、「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ（平成25年10月環境省策定）」及びマニフェスト制度の検証を行い、今後のマニフェストの普及拡大へ向けた課題への対応方策及びマニフェスト制度の運用について検討を行った。

(2) 食品廃棄物不適正転売事案等の再発防止に資する電子マニフェストシステム改修業務

1) 電子マニフェストシステムの機能強化

- ① 収集運搬業者による電子マニフェスト情報の虚偽記載（積替保管を含まない場合において有価物拾集量の入力があった場合）を検知し、収集運搬業者に警告表示する機能を開発した。
- ② 委託契約書情報（廃棄物の種類、委託契約期間、処理ルート）と電子マニフェスト情報の相違を検知し、排出事業者に警告表示する機能を開発した。

2) 画像情報等管理の仕組みの構築へ向けた調査

電子マニフェストシステムによる画像情報及び位置情報を一体で管理する仕組みの構築に向けた基礎調査として、A S P事業者における運用実態を調査するとともに、都道府県・政令市による監視業務への活用の可能性や課題を整理した。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

(1) 講習会

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会並びに（公社）日本医師会との連携のもとに実施した。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。）

6 課程

- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃

棄物管理責任者講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程

- 3) PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。） 1 課程

(2) 講習会の開催実績

| | | |
|-------------|-------|----------|
| 1) 新規講習会 | 135 回 | 14,329 名 |
| 2) 更新講習会 | 162 回 | 20,017 名 |
| 3) 特管責任者講習会 | 131 回 | 16,476 名 |
| 4) PCB 講習会 | 6 回 | 744 名 |
| 計 | 434 回 | 51,566 名 |

(3) 委員会

講習会を適切に実施するため、講習会に関する重

要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」、修了試験問題に関する事項を審議する「講習会試験委員会」、医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会及びPCB講習会のテキスト作成、修了試験問題に関する事項を審議する「テキスト作成・試験委員会」を各2回開催した。

(4) インターネットによる受講申込みの普及拡大

各都道府県産業廃棄物協会の協力を得てインターネットによる受講申込みの普及拡大に努めるとともに、平成28年度にはインターネット申込みの際の受

講料の値引きを導入したことなどにより、平成28年度末にはインターネット申込みの割合は全体の約47%となった。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会」（基礎コース8回、管理コース4回）、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」（2回）を実施した。

また、福島県より「平成28年度福島県産業廃棄物処理業務研修会開催業務」を受託し、実施した。

Ⅲ 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた評価基準に基づいた評価を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施した。

また、製品評価の社会的ニーズはあるものの、市場

シェアが非常に低いこと等に鑑み、本事業のあり方を抜本的に見直すための検討に着手した。

評価実績：更新 8社 26製品

（累計：12社 41製品）

Ⅳ 調査事業

1. 受託等調査事業

- (1) 環境省より「平成28年度マニフェストデータの有効活用方策検討業務」及び「感染性廃棄物処理マニュアル改訂業務」を受託し、実施した。
- (2) 三重県より「産業廃棄物循環圏域実態調査業務」を受託し、実施した。
- (3) 国立環境研究所を代表研究機関とした環境研究総合推進費「廃棄物の焼却処理に伴う化学物質のフローと環境排出量推計に関する研究」に、昨年度に引き

続き、共同研究者として参画した。

2. 自主調査事業

国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報収集・解析を行った。また、調査事業の内容については、学会等を通じて広く情報提供を行った。

- (1) 最終処分場における廃棄物・環境関連情報の活用方法の検討
- (2) マニフェスト電子化率推定方法の検討 他

Ⅴ 国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物管理や電子マニフェストシステムに関する情報の収集・提供、3Rの国際推進に協力する活動を行った。

- (1) 海外の産業廃棄物管理情報の収集・提供、国際交流の推進
- (2) 日本・韓国・台湾ネットワーク会議
第4回会議（平成28年10月 日本・東京都）
- (3) 政府の関係事業への協力等

我が国の循環産業（廃棄物・リサイクル産業）の

戦略的国際展開・育成事業について、国及び関係団体等と連携し、協力した。

また、環境省より「平成28年度産業廃棄物処理業の海外展開促進策の検討調査業務」を昨年度に引き続き受託したほか、「循環産業のアジア地域への展開に関する国別・都市別戦略検討業務」及び「平成29年度我が国循環産業海外展開事業化促進業務」等の実施対象事業選定等業務」を受託し、実施した。

VI 広報事業

1. JWセミナー、JW懇話会

産業廃棄物に関する最新の話題の提供、産業廃棄物の適正処理に向けた関係者の理解を深めるための「JWセミナー」及びJWセンターの関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を各1回実施した。

(1) JWセミナー：水銀に関する水俣条約発効と水銀廃棄物の動向(平成28年11月30日)

- 1) 「水俣条約の経緯と発効に向けた動向」
環境省環境保健部環境安全課水銀対策推進室長
高橋 一彰氏
- 2) 「水俣条約の発効に向けた水銀含有廃棄物処理の
取組みと今後」
野村興産(株) 代表取締役社長 藤原 悌氏

(2) JW懇話会：廃棄物処理法の見直し検討の論点(平成29年3月28日(火))

「中環審廃棄物処理制度専門委員会における廃棄物処理法見直しの議論」
国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター
循環型社会システム研究室長 田崎 智宏氏

2. 機関誌の発行

JWセンターの機関誌を発行した。

- (1) 発行 季刊(年4回)
- (2) 発行部数 各号2,300部
- (3) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍の企画、編集、出版、販売協力を行った。

- (1) 廃棄物処理法令(三段対照)・通知集(平成28年版)(平成28年5月発行)
- (2) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(平成24年5月改訂)(平成24年9月発行)
- (3) 建設廃棄物適正処理マニュアル(平成23年7月発行)

4. ホームページ等による広報

電子manifest事業、教育研修事業などJWセンターの活動等について、ホームページによる情報提供を行った。また、JWセンターの各事業の利用者等に対するメールマガジンの配信(月2回)を行った。

また、2016NEW環境展(平成28年5月東京ビックサイト)に出展し、JWセンターの各事業について広報活動を行った。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係三団体の共催による全国大会を開催した。

- (1) 名称 「第15回 産業廃棄物と環境を考える全国大会」
- (2) 期 日 平成28年11月11日(金)
- (3) 場 所 ホテルグランヴィア岡山
(岡山県岡山市)
- (4) 主催 (公社)全国産業廃棄物連合会
(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
JWセンター
- (5) 参加者数 651名

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの平成28年度出えん要請に基づき、出えんを行った。

3. 情報セキュリティ対策の充実強化

情報セキュリティ対策及びBCP対策の一環として、JWセンターの内部サーバを外部の信頼性の高いクラウドサーバに変更するとともに、データセンターへのデータ保存や回線の整備等を行った。

◆講習会テキスト用語集（処理業講習会：処分課程）の作成について

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の処分課程（新規・更新）の「計測管理」、「最終処分」科目には難しい専門的な用語が多いため、講習会の講義の理解を深める目的で、新たに「講習会テキスト用語集」のページをホームページに開設いたしました。

| 第7章_計測管理(用語集) | | | | JWセンター 2017/5/1 ver.1 |
|---------------|----------------------|-----------------------------|---|--------------------------|
| NO. | 用語 | フリガナ | 用語解説 | テキストの主な掲載ページ |
| 1 | 亜鉛 | アエン | 亜鉛は、非鉄金属の中では銅、アルミニウムについて多く生産されている物質。塩化亜鉛、硫酸亜鉛等の亜鉛の水溶性化合物(常温で中性の水に質量比1%以上溶ける物質)がPFR制度の対象となっている。塩化亜鉛は亜鉛めっきの加工に使用され、硫酸亜鉛はレーザの製造過程で薬材として使用されている。亜鉛は、人の必須元素であるが、過剰に摂取した場合、必須元素である銅の吸収を妨げる。塩化亜鉛は変異原性、生態毒性(甲殻類)、硫酸亜鉛は生態毒性(魚類)が指摘されている。 | 23 |
| 2 | 亜鉛還元ナフチルエチレンジアミン吸光度法 | アエンガンゲンナフチルエチレンジアミンキウコウコウドウ | 排ガス中の窒素酸化物分析方法の1つ。煙道、煙突等からガスを採取し、酸化剤に生じた硝酸イオンを亜鉛で還元し、発色させてNO _x として濃度を求める。フェノールジスルホン酸吸光度法を参照。 | 33 |
| 3 | 悪性中皮腫 | アクセイチュウヒシユ | 肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍。ほとんどは石棉(アスベスト)ばく露が関与している。 | 19 |
| 4 | 亜硝酸 | アショウサン | 化学式HNO ₂ 。弱酸。 | 36 |
| 5 | アスベスト | アスベスト | 天然に産する繊維状鉱物。スレート材、防音材、断熱材等に用いられていたが、体内に吸入することによる発がん性を理由に、現在は製造が禁止されている。炭石綿等、石棉含有産業廃棄物を参照。 | 19 |
| 6 | アセトン | アセトン | 有機溶媒として広く用いられる有機化合物。水と有機溶媒の両方に親和性がある。乾きやすく、塗料、接着剤等、各種用途に溶媒として広く用いられている。 | 43 |
| 7 | アモサイト | アモサイト | アスベストの1つで茶石棉とも呼ばれる。 | 19 |
| 8 | 亜硫酸ガス | アリウサンガス | 化学式SO ₂ の無機化合物。工場の煙突等から排出される大気汚染物質。ぜんそくや酸性雨の原因物質となっている。 | 20 |
| 9 | アルキル水銀 | アルキルスイギン | メチル水銀、エチル水銀等の有機水銀化合物の総称。主な発生源は化学工場、乾電池製造業等。毒性が強く、中枢神経障害を引き起こす。水俣病はメチル水銀を含んだ化学工場からの排水が原因であった。 | 14,18,22,23,36 |
| 10 | 安全データシート(SDS) | アンゼンデータシート(SDS) | 事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、化学物質に関する情報を提供するのための安全データシート(Safety Data Sheet)。 | 45 |

図1 講習会テキスト用語集(計測管理)

◆特別管理責任者講習会修了者専用ページの開設について

廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」（「特別管理責任者」といいます。）には更新制度等がありません。

こうしたことから、「特別管理責任者講習会」を受講し、修了された方々から、「廃棄物処理法等が改正されてもその情報を得ることが難しい」、「業務に関連する最新情報を提供して欲しい」といった、修了者に対するフォローアップの充実を求めるご意見、ご要望が寄せられています。

そこで、新たに「特別管理責任者講習会修了者専用ページ」をホームページに開設いたしました。

皆様が、いつでも自由にこのページにアクセスすることにより、関係法令の改正内容や関連する情報をご確認いただくことができます。

○ 特別管理責任者講習会修了者専用ページ

▶ 特別管理産業廃棄物管理責任者について

廃棄物処理法では、「その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない」と規定している（法第12条の2第8項）。特別管理産業廃棄物とは、下表の左欄に掲げる廃棄物であり、当該特別管理産業廃棄物を排出する事業場とは、同表右欄に掲げるような事業場である。

| 種 類 | 性状および事業例 |
|--------------|---|
| 廃 油 | 揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油 《事業例》紡績、新聞、香料製造、医療品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他 |
| 廃 酸 廃アルカリ | pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液 《事業例》カゼインソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他 |
| 感染性産業廃棄物 | 感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらのおそれのある産業廃棄物 (血液の付着した注射針、採血管等) 《事業例》病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他 |

図2 特別管理責任者講習会修了者専用ページ

◆新刊図書のご案内

「平成29年版 廃棄物処理法令(三段対照)・通知集」の出版

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を収載した、「平成29年版廃棄物処理法令(三段対照)・通知集」を平成29年7月中旬に刊行いたしました。

ご購入を希望される方は、JW センターホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/publish>) または書店よりお申込みください。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則(三段対照)

- ※ 法律、施行令、施行規則の相互の委任関係を三段対照で分かりやすく表示
- ※ 法律や政省令の改正の際の条文の準用や読替えについて、改正後の条文に整理して収載

・主要通知集(昭和46年～最新)

- ※ 産業廃棄物に係る最新の通知、過去(昭和46年～平成29年2月)の通知を厳選して収載
- ※ 放射性物質汚染廃棄物関係の環境省通知のほか、労働安全衛生対策及び電離放射線障害防止規則等に関する厚生労働省通知を収載

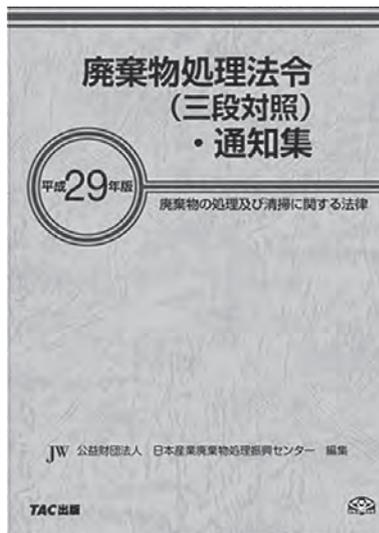
・放射性物質汚染廃棄物関係 主要通知

- ※ 「災害廃棄物対策」として、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法、放射性物質汚染対処措置法のほか、被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例措置等を収載

- ・資料編 ○廃棄物処理法における罰則一覧
- 廃棄物関連ホームページ一覧 等

発行日：平成29年7月中旬

定 価：4,320円(税込)



「見出し」を新たに追加！
条文が見つけやすくなりました。

| 目次 | |
|------------------------|---|
| 第1章 法律 | 1 |
| 第1条 目的 | 1 |
| 第2条 国内の処理等の原則 | 2 |
| 第3条 非営団等による市に廃棄物の処理の届出 | 2 |
| 第4条 国土の直轄 | 3 |
| 第5条 国土及び地方公共団体の直轄 | 3 |
| 第6条 非常災害時における運搬及び積方の確保 | 4 |
| 第7条 清潔の保持等 | 4 |
| 第8条 五ヶ分計 | 5 |
| 第9条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第10条 都道府県廃棄物処理計画 | 5 |
| 第11条 都道府県廃棄物処理計画の推進 | 5 |
| 第12条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第13条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第14条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第15条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第16条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第17条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第18条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第19条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第20条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第21条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第22条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第23条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第24条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第25条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第26条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第27条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第28条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第29条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第30条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第31条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第32条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第33条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第34条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第35条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第36条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第37条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第38条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第39条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第40条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第41条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第42条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第43条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第44条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第45条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第46条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第47条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第48条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第49条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第50条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第51条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第52条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第53条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第54条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第55条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第56条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第57条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第58条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第59条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第60条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第61条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第62条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第63条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第64条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第65条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第66条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第67条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第68条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第69条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第70条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第71条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第72条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第73条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第74条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第75条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第76条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第77条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第78条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第79条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第80条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第81条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第82条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第83条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第84条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第85条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第86条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第87条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第88条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第89条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第90条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第91条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第92条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第93条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第94条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第95条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第96条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第97条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第98条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第99条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第100条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第101条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第102条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第103条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第104条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第105条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第106条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第107条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第108条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第109条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第110条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第111条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第112条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第113条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第114条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第115条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第116条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第117条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第118条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第119条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第120条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第121条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第122条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第123条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第124条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第125条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第126条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第127条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第128条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第129条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第130条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第131条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第132条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第133条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第134条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第135条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第136条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第137条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第138条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第139条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第140条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第141条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第142条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第143条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第144条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第145条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第146条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第147条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第148条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第149条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |
| 第150条 廃棄物処理施設整備計画 | 5 |

◆お知らせ・人事

平成29年6月6日に開催された理事会において、以下のとおり理事長が選定されました。

理事長

| 日付 | 氏名 | 現職 |
|-----------|-------|--------------------------|
| 平成29年7月1日 | 関 荘一郎 | 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 理事 |

・岡澤 和好理事長につきましては、平成29年6月30日をもって退任され、平成29年7月1日より顧問に就任されました。

人事(職員)

| 日付 | 職名 | 氏名 |
|-----------|-------------|-------|
| 平成29年6月1日 | 教育研修部(臨時職員) | 佐藤 友美 |
| 平成29年7月1日 | 事務局長 | 宮原 順三 |